

# 登所・登園 許可証明書（千葉市版）R5.6改訂

氏名

証明日：令和 年 月 日

下記の疾患で療養中のところ、現在軽快し、登所・登園してよいことを証明します。

令和 年 月 日から療養開始

令和 年 月 日から登所・登園可

| 該当疾患に○ | 疾 患 名        | 登所・登園停止期間の基準<br>※以下の基準に基づき、主治医が判断する。                                   |
|--------|--------------|--|
|        | 麻しん（はしか）     | 解熱後3日を経過するまで   |
|        | インフルエンザ      | 発熱した後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで  |
|        | 新型コロナウイルス感染症 | 発症した後5日を経過し、かつ、症状軽快※後1日を経過するまで<br>※ 解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、咳等の呼吸器症状が改善傾向にあること |
|        | 百日咳          | 特有な咳が消失するまで又は7日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで                                |
|        | 流行性耳下腺炎      | 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで                            |
|        | 風しん          | 発疹が消失するまで  |
|        | 水 痘・帯状疱疹     | すべての発疹が痂皮化するまで   |
|        | 結核           | 医師により感染のおそれがないと認められるまで   |
|        | 咽頭結膜熱（プール熱）  | 主要症状が消退した後2日を経過するまで  |
|        | A群溶連菌感染症     | 抗生素内服開始後24時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状が回復するまで                                    |
|        | 流行性角結膜炎      | 医師により感染のおそれがないと認められるまで   |
|        | RSウイルス感染症    | 呼吸器症状が消失し、全身状態がよくなるまで  |
|        | 突発性発疹        | 解熱し機嫌が良く全身状態がよくなるまで  |
|        | 腸管出血性大腸菌感染症  | 医師により感染のおそれがないと認められるまで   |
|        | ウイルス性肝炎（A型）  | 肝機能が正常になるまで  |
|        | 感染性胃腸炎       | 嘔吐・下痢症状が軽快し、普段の食事が摂れるようになるまで   |
|        | マイコプラズマ感染症   | 解熱し、激しい咳が治まるまで   |
|        | 伝染性紅斑（りんご病）  | 発疹期には感染力がないため、全身状態のよい者は登所登園可   |
|        | ヘルパンギーナ      | 全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可   |
|        | 手足口病         | 全身状態が安定しており、普段の食事が摂れるなら登所登園可   |
|        | 伝染性膿疱疹       | 患部を覆えれば登所登園可 覆えない時は痂皮が脱落するまで   |
|        | その他の感染症（ ）   |  |

※ 保育所・保育園生活での注意事項

(

)

医療機関名

医 师 名

(作成：千葉市医師会、千葉市こども未来局幼保指導課)

# 臨時 登所・登園届 (保護者記入) R5.6 改訂

この届は、新型コロナウイルスの感染状況が落ち着くまでの、当面の間のみの適用とします

保育所（園）長宛

児童氏名

- 登所（園）の目安を参考に、かかりつけ医の診断に従い、届の記入および提出をお願いします
- 基準を満たしていないと判断した場合には、登所（園）をお断りすることがあります

| 該当疾患<br>に○ | 疾 患 名           | 登所・登園の基準<br>以下の基準に基づき、園と保護者で判断する                         |
|------------|-----------------|--|
|            | A 群溶連菌感染症       | 抗生素内服開始後 24 時間以上経過し、発熱、発疹等の諸症状がなく、園での活動に通常通り参加できること      |
|            | RS ウィルス感染症      | 症状がでた日を 0 日目として、8 日以上自宅療養し、咳等の症状がなくなり、園での活動に通常通り参加できること  |
|            | 突発性発疹           | 解熱後 24 時間以上経過し、食欲があり、機嫌が良く、園での活動に通常通り参加できること             |
|            | 伝染性紅斑<br>(りんご病) | 食欲があり、機嫌がよく、園での活動に通常通り参加できること                            |
|            | ヘルパンギーナ         | 解熱後 24 時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること |
|            | 手足口病            | 解熱後 24 時間以上経過し、口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく普段の食事が摂れ、園での活動に通常通り参加できること |
|            | 伝染性膿痂疹<br>(とびひ) | 患部を覆えれば登園可<br>覆えない時は、かさぶたがとれるまでは登園不可                     |
|            | インフルエンザ         | 発熱した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 3 日を経過するまで (発症日： 月 日、解熱日： 月 日)    |

(医療機関名) ( 年 月 日受診 ) において上記  
疾患と診断されました。登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

用紙下部に日付及び保護者名の記入をお願いいたします。

## 【新型コロナウイルス】

- 基準を満たしていないと判断した場合には、登所（園）をお断りすることがあります

| 登所・登園の基準<br>以下の基準に基づき、園と保護者で判断する  | 発症日等の確認方法 |  |
|---|-----------|--|
|   | 該当に○      | 確認方法                                       |
| 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状軽快※1 後<br>1 日を経過するまで<br><br>発症日※2： 月 日<br>症状軽快日： 月 日             |           | ①病院を受診<br>医療機関名<br>_____<br>( 年 月 日受診 )    |
| ※1 症状軽快とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、<br>咳等の呼吸器症状が改善傾向にあることをいう。<br>※2 発症日が不明の場合は陽性判明日を記入して下さい。 |           | ②自身で抗原定性検査又は<br>P C R 検査を実施<br>( 年 月 日検査 ) |

登園の基準を満たしたので、 年 月 日より登園します。

年 月 日 保護者名

(自署)

(作成：千葉市医師会)